

暴風・暴風雪警報発表時における生徒の登下校について

- 1 生徒の登校以前に、本市に「暴風・暴風雪警報」が発表された場合の対応
 - (1) 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
 - (2) 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日の授業は行わない。(休校)
- 2 登校後に本市に「暴風・暴風雪警報」が発表された場合の対応
 - (1) すべて先生の指示に従う。

「南海トラフ地震臨時情報」発表または 「地震等の大規模災害」発生時の対応について

- 1 「南海トラフ地震臨時情報」の発表があったときの生徒の対応
 - (1) 在校中
市教育委員会から、南海トラフ地震臨時情報のキーワード、「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震情報」が提供されたという連絡が入った場合、学校は続報に注意し、通常どおり教育活動を続ける。校区の状況を確認しながら、校長の判断により、必要があれば緊急引き取り時の手順に従って保護者に引き渡す。その場合、生徒は保護者が引き取りに来るまで学校で待機する。
 - (2) 登校中
原則として登校する。その後、在校中と同様の措置をとる。
 - (3) 下校中
原則として帰宅し、家族とともに行動する。
 - (4) 在宅時（休日や授業後）
原則として自宅で待機し、家族とともに行動する。
- 2 「地震等の大規模災害」が発生したときの生徒の対応
 - (1) 在校中
上記1(1)と同様。
 - (2) 登校中または下校中
身の安全を守る行動をとる。その後、自宅または学校の近い方へ向かう。
 - (3) 在宅時（休日や授業後）
原則として、安全に登校できると判断できるまでは登校しない（学校からのメールで知らせるので指示に従う）。